



# 佐賀県公報

平成20年  
1月23日  
(水曜日)  
第13008号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

●佐賀県告示第二十号  
次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成二十年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

- 唐津市浜玉町山瀬字山ノ上八五八の二一、字立石九一八の一、字山田坂一〇四の七、字油ヶ谷一一二六の四、一二二六の一〇、浜玉町鳥巣字梨ノ木三〇七の一八、三〇七の二六、字南四七六の二から四七六の五まで、字ウシロ七一七の二、字スクノモト七三九の一、七三九の二二、字鬼杉一〇四四の一九、巖木町鳥越字峠六七四の七、六七四の九、巖木町天川字麦宮一九七六の九、巖木町星領字川内五二五の七、五二七、五二九、七山仁部字半田嶽二五一五の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

備註  
第四条中「三月十日」を「三月十五日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二十一号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成二十年一月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字四方坂丙三六四一の五、字張川内丙三六六四の二から丙三六六四の四まで、大字三河内字硯石己九七五、己九七八の一、乙九七八の四、己九七八の五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成20年1月23日

佐賀県知事 古川 康

平成二十年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次直線で結んだ線

及び標柱一号と標柱四号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

西松浦郡有田町下山谷字竹ノ上甲一〇四一、甲一〇四三の一

一 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすむことができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成20年1月23日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三義基郡基山町大字小倉字倉野1038番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三義基郡基山町大字小倉1042番地

城本喜美幸

県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）金立東部地区の換地計画に基づき、平成19年12月21日同地区的換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成20年1月23日

佐賀県知事 古川康

電話 0952-25-7194 Email : youdokanzai@pref.saga.lg.jp

## ○ 競争入札

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月23日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 永石千恵子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 佐賀県立図書館図書購入業務（装備込み）
- (2) 納入期限等業務の内容 入札説明書のとおり
- (3) 納入場所 佐賀市城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (5) 入札方法 図書及び定期刊行物の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に対する値引額の割合（値引率）で入札すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 仕様書に基づき、毎週1回選択委員会の7日前までに図書を納入できる

こと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課用度担当

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) 申請書の提出期限 平成20年3月10日（月）

（申請書は必ず用度管財課に持参すること。）

## 4 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、納入計画書を平成20年3月17日（月）までに下記の場所に提出しなければならない。提出された計画書を審査のうえ入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した計画書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 納入計画書の提出先  
郵便番号840-0041 佐賀市城内二丁目1番41号  
佐賀県立図書館資料課

電話 0952-24-2900 Email ; [toshokan@pref.saga.lg.jp](mailto:toshokan@pref.saga.lg.jp)

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記4の(2)の場所

(2) 入札説明書の交付方法 平成20年1月23日(水)から平成20年3月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記4の(2)の場所で随時交付する。	力 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
(3) 入札書の提出方法 上記4の(2)の場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、「平成20年度佐賀県立図書館図書購入業務入札書在中」と朱書きすること。	(4) 契約書作成の要否 要 (5) 落札者の決定方法 ア 図書の購入価格が最低の価格となる値引率(図書の本体価格に対する値引額の割合)で入札した者を落札者とする。 イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
(4) 入札書の提出期限 平成20年3月24日(月)午前11時必着(郵送の場合提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しない。)	ウ 第1回目の開札の結果落札者がないときは、直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合は、再度入札は後日、日を改めて行う。 (6) 詳細は、入札説明書による。
(5) 開札の日時及び場所 平成20年3月24日(月)午前11時10分  佐賀県立図書館会議室	(7) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
(6) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記4の(2)の部署に確認すること。	(8) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成20年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。
6 その他	
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
(2) 入札保証金及び契約保証金	
ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条 第2項第2号により免除する。	
イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。	
(3) 入札の無効 次のいづれかに該当する者が行つた入札は、無効とする。	
ア 参加する資格のない者 イ 当該入札について不正行為を行つた者	
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 エ 1人で2以上の入札をした者 オ 代理人でその資格のないもの	(9) 平成20年1月9日付け佐賀県公報第13002号で公告した佐賀県立図書館図書購入に係る一般競争入札は、廃止する。
7 Summary	
(1) Name and description of supply agreement :	
① To supply approximately 430 books ordered by the Saga Prefectural Library once a week. However, the library will reject and return approximately 37% of these books.	
② To process the 63% that were chosen (attach labels etc.)	

(2) Deadline : 11:00 A.M.24 March, 2008

(3) For more information, Contact : Saga Prefectural Library 2-1-41  
Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-0041 Japan  
TEL : 0952-24-2900

## ○ 選挙管理委員会事項

### ◎ 佐賀県選挙管理委員会告示第三四號

不在者投票のやむを施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のよつに改正する。

平成二十年一月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

### 二 老人ホームの表中

〔社会福祉法人真栄会特別  
養護老人ホーム〕すもす  
苑 ケアハウスゆとり

神埼市千代田町詫田九八二番地

を

〔社会福祉法人真栄会特別  
養護老人ホームこすもす  
苑 ケアハウスゆとり

神埼市千代田町詫田九八二番地

に、

〔社会福祉法人守屋福祉会  
特別養護老人ホーム昌普  
久苑 ケアハウス昌普久苑

神埼市脊振町鹿路二二九〇番六

社会福祉法人守屋福祉会  
ケアハウス昌普久苑

神埼市脊振町鹿路二二九〇番六

特別養護老人ホーム清昭  
園・清涼館  
いづみ荘  
軽費老人ホーム佐賀県立  
嬉野市嬉野町大字下宿丙八番地

嬉野市塩田町大字五町田甲七七番地  
嬉野市塩田町大字五町田甲七七番地  
に改める。  
を

特  
別  
養  
護  
老  
人  
ホ  
ー  
ム  
清  
昭  
園  
・  
清  
涼  
館  
嬉  
野  
市  
塩  
田  
町  
大  
字  
五  
町  
田  
甲  
七  
七  
番  
地  
嬉  
野  
市  
塩  
田  
町  
大  
字  
五  
町  
田  
甲  
七  
七  
番  
地

申購  
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年一月二十三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷